

○武雄市区域外就学許可取扱要綱

平成19年2月1日
教育委員会告示第33号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条に規定する区域外就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区域外就学の要件)

第2条 武雄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、就学予定者又は学齢児童若しくは学齢生徒が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、関係市町村の教育委員会の承諾を得たときは、当該児童又は生徒の他の市町村からの区域外就学を承諾することができる。

- (1) 国立、県立及び私立の学校へ就学する場合
- (2) 特別支援学校へ就学する場合
- (3) 嬉野市塩田町大草野地区に居住し、保護者が承認校（川登中学校）への就学を希望した場合（卒業までに限る。）
- (4) 住宅の新築、購入又は転居予定のため、事前に転居先の学校に就学する場合（住宅完成予定日又は転居予定日の同一学期間（最終学年は学年末）までに限る。）
- (5) 現住所の住宅を解体及び新築するため、就学区域外の場所に仮住まいをする場合（仮住まいが終了するまでに限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保護者の申し立てにより就学区域の変更を許可することが教育上妥当と認められる特別の事情があると教育委員会が判断した場合（申請書）

第3条 区域外就学を希望する保護者は、区域外就学許可申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類及びその他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

- (1) 住宅の新築、購入又は転居予定のため、事前に転居先の学校に就学する場合
住宅建築又は購入等に関する契約書又は建築確認通知書等の写し
- (2) 現住所地の住宅を解体及び新築するため、就学区域外の場所に仮住まいする場合
住宅建築に関する契約書又は建築確認通知書等の写し

(協議)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該申請の内容を審査し、適当であると認められるものについて、その者の住所のある市町村の教育委員会に協議する。

(承認の通知)

第5条 教育委員会は、前条の協議が成立したときは、当該保護者には区域外就学許可証(様式第3号)を、当該校長には区域外就学許可通知書(様式第4号)をそれぞれ交付するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

区域外就学許可申請書

年 月 日

武雄市教育委員会 様

保護者氏名
(続柄:)

住所
(TEL)

下記に事由により、区域外就学をさせたいので許可くださるよう申請いたします。

記

区域外就学を希望する児童・生徒	氏名	性別	生年月日	保護者からみた続柄
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
		男・女	年 月 日	
保護者氏名				
住所				
就学すべき学校				
区域外就学を希望する学校				
申請理由 (具体的に記入下さい。)				

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

区域外就学として 学校に就学させることにつきましては、交通事故等の危険防止はもとより、その他一切について保護者の責任において処理することを誓約いたします。

年 月 日

武雄市教育委員会 様

保護者住所
氏名
電話



様式第3号(第5条関係)

番 号
年 月 日

様

武雄市教育委員会



区域外就学許可証

このことについて、学校教育法施行令第9条の規定により、区域外就学許可申請書を検討した結果、申請内容に相違ないことを認め、下記のとおり許可します。

記

- 1 児童・生徒氏名
- 2 保護者氏名
- 3 児童の住所
- 4 区域外就学による就学校
- 5 就学許可期間

様式第4号(第5条関係)

番 号
年 月 日

学校長 様

武雄市教育委員会



区域外就学許可通知書

このことについて、保護者より申請があり、やむを得ないものと認め学校教育法施行令第9条の規定により、下記のとおり区域外就学を許可しましたので通知します。

記

- 1 児童・生徒氏名
- 2 保護者氏名
- 3 住民票の住所
- 4 就学すべき学校
- 5 区域外就学による就学校
- 6 就学許可期間
- 7 区域外就学理由

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)